

## 質問

吹田新選会の後藤恭平です。通告に従い一般質問をいたしますが、債権管理条例については時間の関係上、割愛させていただきます。

先日、生活福祉課のケースワーカーとともに生活保護受給者を巡回させていただきました。同行していただいた担当の方には大変な気遣いをさせたなと感じていますが、うそ偽りのない通常どおりの業務を見させていただけたこと、まことに感謝しております。今後も機会があればお願いしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

今回は時間がありませんのでお礼にとどめておきますが、私がなぜこんな行動をするのかと申しますと、子供のころ、私が母子家庭の中で母子手当を十二分に受けて育ったこと、そして私が成人した後、世帯を同一にしていなかった間、母と弟は生活保護を受給しておりました。

ですので、私や私の家族が受けた恩恵、社会に支えられて生きてきたお返しをする意味も含め、本当に困っている人に対するケアが十分に行き渡っているのかどうか、あるいは制度的に見直すところはないのか、そういった個々に抱える問題箇所を見つけ出して、これからの本当の公平、公正な福祉のあり方を探り出すことが市民の皆様への恩返しであり、そして未来に向けて新たな制度創設のため行動していきたいという私の気概のあらわれだと思っていただければと思います。

では、公務員制度改革についてお聞きします。

長年政治家をしている井上市長は、新人議員の私が知ってることを知らないわけがないはずですから、そろそろ本気でやってもらわないと、新人議員の私なんかには指摘されているようでは、わかっていて黙っている、やる気のない怠慢な市長だと市民に思われても仕方ありません。改革には果敢に取り組んでいただいて、橋下市長よりも先輩なんだというところを見せていただきたいと思えます。

大阪府知事は職員基本条例制定時に府民感覚が必要だとしきりにテレビで言っておられましたが、いつも大阪府下の近隣市を引き合いに出される井上市長には市民感覚で改革を進めようという気はないのでしょうか、市長、お答えください。

先日、大阪維新の会の発表した船中八策は既得権益との闘いだ、ツイッターでわざわざ突っ込まれるようなつぶやきをしている井上市長は、この吹田市に既得権益は存在しないとお考えなのでしょうか。また、施政方針で透明性をうたっておられますが、公務員制度改革の肝である組合交渉はいつ公開になるのでしょうか、こちらもお答えください。

前回は質問した休暇、休職の制度についてお聞きします。

公務員制度の中のこの1点に絞ってお伺いしますが、市長はこの制度を変える気がないのかなと思うほど不可解なことが多いので、順次お聞きします。

まず、病気やけがで本当に苦しんでいる職員の方々には私の発言が過激で大変お

聞き苦しいこともあるかと思いますが、社会全体を見渡せば自分たちと同等に、いや、それ以上に苦しんでいる人がいることも事実でありますので、御理解いただき、お聞きいただければと思います。

では、話を戻します。この休暇、休職の制度は、職員のモチベーションという意味において非常に大きく影響していると考えます。例えば、私が職員であったとしても、すぐ隣の職員が職場に来たり来なかったり、その理由がいかなる場合であっても、自分は頑張っているのに休んでいる人が自分と同等の給与を持って帰ることに不満を持つと思います。ましてや私が非常勤で給与が低いのに、休んでいる正職員と同等の仕事をしているのなら、なおさら頭にくるでしょう。

一方、市民から見ても、自分たちにサービスを提供していない人たちにお金を払い過ぎではないのかといった、厳しいようですが当たり前のことを思われているのではないのでしょうか。

では、平成 22 年度と 23 年度の休暇・休職者の人数と 22 年度に支払った給与の総額をお答えください。

そうは言いながらも、セーフティネットはやはり必要だと思います。しかし、民間と比べて余りに手厚い保護はやはり問題です。何度も休暇、休職を繰り返す職員の身分を擁護しながら、身分を剥奪されては困ると言っても、社会には生活保護制度などの救う手段は幾らでもあるはずで、そういった職員に対し、職員としての身分を守り続ける必要があるのかということです。

だからといって、私は全員が休暇・休職制度を悪用していると疑っているわけではありませんし、病人やけが人に追い打ちをかけて職場を去ってもらおうと思っているわけでもありません。できれば、全員が職場に復帰できるくらいの職員の相談を受ける専門的な部署の創設、あるいは職場に復帰したくなるような職場の環境づくりを望むものです。現在はそういった専門部署はありますか。存在するのならいつからあるのか、またその前後で休暇・休職者は減ったのか、お示してください。

今まではこういったことを議会では聖域として扱ってきたのですが、市長が財政非常事態だと言っておられる中で、正職員が 3,200 人程度に対し、平成 22 年度には通算日数で 30 日以上休みをとっている職員が 110 人程度もいる。そして、その業務の補てんで非常勤やアルバイトを雇用して人件費を二重に支払っているという実態が、果たしてこれから負担をお願いする市民の理解を得られる制度なのかどうか、やはりもう一度見詰め直す必要があるのではないかと考えます。平成 21 年度と平成 22 年度の休暇・休職者の業務の補てんで非常勤やアルバイトに支払った給与総額をお答えください。

大阪維新の会の提案した職員基本条例では前文に、民のために貢献しない職員まで、公務員という理由だけで、特権的な身分階級のごとく扱ってきた人事運用からは決別する、と書いております。橋下市長もことしの 1 月 27 日に病気休職制度の全面的

な見直しを指示しておられます。

そこで、井上市長は行政の維新プロジェクトに休暇制度や分限処分について書かれています。具体的にどういった取り組みをするのか、現状のお考えで結構ですので、お聞かせください。市長に答弁を求めます。

休暇、休職の日数計算を現在の連続日数から通算日数に計算を変更することは運用の変更だけで切りかえることができると聞いておりますが、なぜすぐにでもできることをしないのか、理由をお聞かせください。

大阪市では通算日数の運用がなされていますが、通算日数に変更しても、大阪市のようにならぬと繰り返し休職ができるというふうになりかねません。ここは制度化すべき事項だと思うのですが、こういった考えは視野に入れているのでしょうか、お答えください。

現在の休暇・休職制度の運用は連続 90 日休むまでは病気休暇として給料が満額支給されており、これは職員からの申し出の自主的な病気休暇です。次に、3年間の休職は分限休職、つまり吹田市側から元気になるまで休んでいいよと、ほかにも理由はあるのですが、吹田市側から休みを命じている状態です。この休職が1年間は基本的に給与の 80%の支給、2年目からは支払わない、3年を限度に休職できるということになっていると思います。これらは吹田市条例の(第7類 給与、第2章 給料)第 10 条に病気休暇の場合、第 11 条に休職者の給与として記載されております。吹田市のホームページでも、だれでも見られますので、市民の皆様もぜひ見ていただきたいと思います。

病気休暇は、90 日休んだ後は給料が半額と記載されております。しかし、ここには何年間という期限が記載されておられません。よって、現在の運用では 90 日が到来すると本来給料は半額になるところを分限休職を使い、給与の 80%を支給しているということです。本当は自主的な病気休暇は給料の半額支給なのですから、分限休職も自主的な病気の方は給料の 50%にすべきだと考えます。あるいは、病気休暇に期限を設けるなどの運用にすべきだと思うのですが、そういったことはできませんか、答弁を求めます。

次に、連続日数や通算日数にかかわらず何回も分限休職を命じている職員には、休職期間を1年以内などにしてはどうでしょうか。現在でも、分限に関する条例に、3年を超えない範囲内において、それぞれの場合に応じて任命権者が定めるとありますので、任命権者である市長はいかがお考えでしょうか、市長の見解を求めます。

そもそも職員が休暇の申し出をする際に医師の診断書を必要としており、その時点からどの程度の症状で、どの程度の休暇が必要かわかるはずですので、長期の休みが必要なら、わざわざ給料の満額支給である病気休暇の 90 日の休暇をとらずに、すぐに分限休職にしてもいいのではないのでしょうか。可能なかどうか、答弁を求めます。

病気休暇に必要な医師の診断書は病気休暇を何日必要とする場合に求めているのでしょうか、こちらもあわせてお答えください。

前回の質問の答弁では平成 22 年度の休職者をお聞きしましたが、その時点で休職期間2年と 90 日を超えていた9人は、今現在では休職できる期間の3年を迎えているかと思えます。何人が復職して何人が退職したのでしょうか、お答えください。

次に、橋下市長は、休職者の病状について、さまざまな疾病を症状ごとに分類した国際診断基準の導入を検討しているようですが、こういった基準の導入の考えはあるのかどうか、お答えください。

また、橋下市長は夏期休暇などの特別休暇にも手をつけられるようです。私が見た感じでは、大阪市より吹田市の方が手厚い特別休暇の項目もあります。井上市長は特別休暇の規則改正に取り組むおつもりですか。また、取り組むのであればどの項目でしょうか。決まっているのであればお聞かせください。

いろいろとお聞きしましたが、総務部が休暇、休職を連続日数から通算日数に変更しようと思っている裏には、これらの制度を悪用している人がいるかもしれない、いや、現実にはいないが、悪用できる今の制度のままではいけないと思っているところがあるのではないかと考えます。

今回は、運用の変更後を意識してお聞きします。2年間で通算して 60 日以上 90 日未満の病気休暇をとっている職員の人数をお答えください。加えて、2年間で通算して 90 日以上の病気休暇・休職をとっている人数もお答えください。

もう一つ、過去5年間で最長の休暇、休職をとっている人の休暇、休職の通算日数と5年間の通常の勤務日数の合計をお答えください。

私は、単純に市民に負担を求める前に身内から、身内の中でも働いている人より休んでいる人から、と当たり前のことかと思っていますので、今すぐにでも変えられるところは言いわけせずに変えていただきたいと思います。

続きまして、子育て世代への支援についてお聞きします。

まず最初に、子供のためにお金を使うと明言された市長は、とりたてて平成 23 年度予算との違いはここだと言えるところがありますか。市長、お答えください。

財政健全化を優先させたい気持ちはわかりますが、健全な財政運営のみが市民満足度を高めて、未来に希望が持てる市政になるのだと市長が信じていることに驚きを覚えます。

ですので、財政健全化という手段を既に目的化してしまっている市長には私の考えは理解しがたいのかもしれませんが。市長は、財政健全化の先に何が見えますか。何か見えているのかもしれませんが、それは紛れもない砂上の楼閣です。せめて、子供のためにといったビジョンと財政健全化を両立させるくらいの考えにはならなかったのでしょうか、こちらも市長に答弁を求めます。

このまま幼児期の子供や親のことについてお聞きしますが、今回の議案に継続案

件として幼稚園の内容が含まれていますので、その案件の議案質疑は控えさせていただきます、一般論としてお伺いしたいと思います。

では、なぜ幼児期の子供や保護者に対して支援が必要なのかということを幾つか要点を整理してお伺いします。

一つ目が教育の観点です。

幼児期の子供たちにとって教育機関は不可欠です。現代の子供たちの心身の発達は早く、教えるべき時期にしかるべき内容を教えるのが教育であり、いつまでも小学校6年と中学校3年だけが義務教育なのは常々私の疑問に思うところでございます。

私は、当然、幼児期の第一義的責任を持つのは家庭教育だと思っておりますが、子供の生涯にわたる人格形成の基礎を培うための学校教育という視点は非常に重要で、これからの社会には不可欠なものと考えます。社会的ニーズで考えても、幼稚園や保育所に行く子は相当数いると思っております。吹田市内において年長クラスの子供たちが幼稚園や保育所などに通っているパーセントと、中学から高校に進学する子のパーセントを教えてください。

日本の学力や国力の底上げは、まさに幼児教育にかかっていると思っております。どう考えても、人格だけでなく生涯にわたってあらゆる分野の礎となる教育をするということに小、中、高より負担額が大きいというのは納得できる話ではありません。市長の見解をお聞かせください。

二つ目に所得の差です。

幼児期の子供の保護者は一般的に年齢が若く、所得が低いのは当然ではないでしょうか。先ほどの高校と比較しても親の所得は全然違うと思うのですが、統計はお持ちでしょうか。また、高校に通う子を持つ親は共働きをしても行政の負担は一切ないでしょうか、幼児期の親が共働きをしようと思うと、行政の財政負担が大きいだけでなく家計にも負担の大きい保育所という選択肢が生まれてきます。

一方、幼稚園に通う子供の母親はパートで働くのが精いっぱいなのは明らかであり、どう考えても世代間での所得の差は歴然ではないでしょうか。なぜ市長はこういった年齢層にまで受益と負担の関係をほかの世代と同等にとらえているのか、私には理解不能です。

市長の考える最適化は費用対効果や選択と集中のみなのかもしれませんが、私の考える最適化は費用対効果や選択と集中のみならず、富の再分配や未来への投資なども含まれます。この年齢による世代間の所得の差や私の考える最適化に対して市長はどれほど理解があるのか、市長の所見を伺います。

三つ目は少子化の観点です。

幼児期の子供の保護者は、私が日ごろから言っている少子化対策に貢献していただける可能性が高い、もう一人子供を産もうかどうしようかと考える年齢であります。少子化対策には子育て支援は不可欠で、理由は言わずもがなです。当たり前ですが、

国だけでなく地方のビジョンとしても少子化解消を組み込まないと、市長のこだわる財政健全化も収入と支出のイタチごっこが繰り返されるのは明白です。

また、人口減少は仕方ないにしても、今の出生率 1.39 などという数字では年齢構成がいびつなまま高齢化が続き、延々と現役世代に負担が積もっていきます。今も高齢化の波が押し寄せてきているのは、市長も実感しているのではないのでしょうか。

ですから、私は高齢化が続く、この仕組みこそが次世代に過度な負担を残すツケではないのかと何度も市長に申し上げているのです。逆に、少子化が解消されれば、今社会にある多くの問題は解決に向かいます。現に今、高齢化でなかったとするなら、財政健全化などと言わなくてもよかったのではないのでしょうか。同じ収入であったとしても支出が減るのは明らかです。

ですから、私はこの少子化の観点から見て今の制度がそもそもおかしいので、言い方は悪いかもしれませんが、ほかに負担を押しつけてでも社会全体で子供を育てる意識を持って、出生率を上げるため、幼児期の保護者には負担を軽減すべきだと考えます。

しかしながら、今市長は、今以上にこの幼児期の保護者に負担を押しつける御予定で、まだ受益と負担などという方程式を持ち出そうと考えているようですが、市長はほかにどんな少子化対策に有効な子育て支援の方策があるとお考えなのか、市長の見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

### 川下貴弘総務部長

最初に、労使交渉の公開につきましては労使協議が必要な事項であります。今後とも公開する方向で粘り強く協議してまいりたいと考えております。

次に、病気休暇・病気休職者の人数につきましては、30日以上90日以内の病気休暇者数が全部局で、平成22年度(2010年度)52人、平成23年度(2011年度)は本年2月末現在で46人。病気休職者数が全部局で、平成22年度(2010年度)59人、平成23年度(2011年度)は本年2月末現在で57人でございます。

なお、平成22年度(2010年度)に病気休暇、病気休職者に対して支給した給与額は、全会計で約1億6,800万円でございます。

次に、職員の相談を受ける専門部署につきましては、職員のあらゆる健康相談の窓口として昭和55年度(1980年度)以降、産業医による健康相談を実施してまいりました。

その後、精神疾患による病気休暇・病気休職者数の増加が問題となり、平成17年度(2005年度)に庁外に職員の相談窓口としてカウンセリング窓口を設置し、平成19年度(2007年度)から庁舎内で所属からの対応窓口として精神科医や臨床心理士に

よるこころの健康相談を開始いたしました。

制度開始前後で病気休暇・病気休職者数が減ったかとのことですが、全部局で、平成 19 年度(2007 年度)138 人、うち精神疾患が 66 人であったものが、平成 22 年度(2010 年度)111 人、うち精神疾患が 53 人となっており、徐々に効果があらわれてきているのではないかと考えております。

次に、職員の病気休暇、病気休職の代替で配置した臨時雇用員に係る賃金総額につきましては、全会計で、平成 21 年度(2009 年度)が約 4,500 万円、平成 22 年度(2010 年度)が約 6,800 万円でございます。

次に、休暇制度の見直しにつきましては、国や府、他の自治体の状況を注視し、市民に理解いただける制度に改めてまいりたいと考えております。

次に、分限基準の策定につきましては、勤務成績不良または適格性欠如が疑われる職員に対しまして面談、指導、研修等を徹底する旨を定めますとともに、指導、研修を行っても改善しない場合、降任や免職の分限処分を含む対応について定めてまいりたいと考えております。

また、心身の故障が一定期間を超える職員に対する病状確認、面談の徹底や受診命令等の対応につきまして定めてまいりたいと考えております。

次に、病気休暇、病気休職の日数の通算につきましては、職員の勤務条件に該当するものであり、職員組合と協議が必要でございますが、平成 24 年度のできるだけ早い時期の導入を目指し、精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、病名が違っていると繰り返し休職になるのではとの御質問につきましては、今後、新たに導入する通算制度を疾病分類ごとに通算する制度として検討をしているところでございます。

次に、病気休暇、病気休職に係る給与の取り扱いにつきましては、国、府、他の自治体において 90 日間は病気休暇として給与を全額支給するとともに、病気休職とする 91 日目以降は 1 年間給与を 100 分の 80 としており、本市も同様の取り扱いをしているところでございます。

次に、分限休職の期間につきましては、国、府、他の自治体においても本市と同様に規定されているとともに、従来から休職期間の上限を 3 年として運用している本市及び他の自治体の取り扱いからも、御指摘いただいているような運用は非常に困難であるかと考えております。

また、病気休暇期間が 90 日以下である場合に診断内容により分限休職とすることにつきましても、同様に御指摘いただいているような運用につきましては非常に困難であると考えております。

職員の勤務条件につきましては、地方公務員法により国などとの均衡の原則が定められているところでございます。

次に、病気休暇を取得する際に診断書が必要な期間につきましては、現在、原則 1

週間以上とし、1週間未満で繰り返し取得するような場合には診断書を求める運用としております。今後は、原則としてすべての病気休暇に診断書を求めるよう改めてまいりたいと考えております。

次に、平成 22 年度(2010 年度)の休職者で病気休暇、病気休職の期間が2年と90日を超える9名の職員のその後の状況につきましては、3人が既に退職、二人が今年度末の退職予定、4人が復職し、現在も継続して勤務についているところでございます。

次に、平成 22 年(2010 年)から平成 23 年(2011 年)までの2年間で通算して60日以上90日未満の病気休暇数につきましては41人でございます。

また、同期間に通算して90日以上病気休暇・病気休職者数は106人でございます。

最後に、過去5年間で病気休暇、病気休職の期間が最長となる職員につきましては、平成 19 年(2007 年)から平成 23 年(2011 年)までの通常の勤務日数を、これは1,214日でございますが、うち949日を病気休暇等により勤務につかなかったものでございます。

病気休暇、病気休職の取り扱いにつきましては、今後とも絶えず検証を行ってまいりますので、以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

### **赤松祐子児童部長**

まず、平成 24 年度(2012 年度)の子供のための予算といたしまして、本市におきましても児童虐待相談件数が増加傾向にある中、児童虐待防止施策として、児童虐待に悩む親を対象としたMYTREEペアレンツプログラムの実施を予定しております。

このプログラムは、2名のファシリテーターと10名程度の親で構成される18回のグループワークで、親のセルフケアと問題解決力を回復することにより、虐待の終止を目的とした有効なプログラムと考えているところでございます。

また、留守家庭児童育成室事業では、入室希望者の増加により、待機児童の発生を防ぐために育成室を増設するための予算を計上しております。

次に、子供のためのビジョンといたしましては、就学前の児童の教育、保育につきまして、昨年12月から就学前児童教育・保育施策検討プロジェクトチーム会議を立ち上げ、公立の保育所と幼稚園の再編と諸課題の解決に向けまして、現在、検討を進めております。

今後、国の子ども・子育て新システムの動向を見据えながら、平成 24 年度には質の高い教育・保育環境の充実を図るための将来ビジョンを作成してまいりたいと考えております。

次に、所得の差に関する御質問につきまして、保護者の所得に関する統計ということでございますが、年齢階層別の平均給与につきましては、国税庁が出力しております。

民間給与実態統計調査がございます。それによりますと、平成22年分(2010年分)において、男性では55歳未満までは年齢が高くなるに従い平均給与も高くなっていますが、女性では年齢による格差が余り顕著ではございません。

また、厚生労働省が保健、福祉、所得などの国民生活の基礎的事項を調査した平成22年国民生活基礎調査結果によりますと、児童のいる世帯の生活意識につきましては、児童のいない世帯と比較しますと明らかにゆとりがなく、苦しい状況にあるという結果になっております。

また、市立幼稚園の保育料の改定につきましては、第2期財政健全化計画の使用料、手数料の改定に関する方針に基づき、受益と負担の公平性を勘案し、教育施設という観点から利用される方の御負担を25%と設定し、75%を市の公費で運営しており、保育料の算定につきましては、急激な負担の増加を緩和するため、改定率の上限1.5倍で設定しておりますが、低所得者層に対する配慮といたしまして市民税額による減免制度がございます。

保育所の保育料につきましては、保護者の就労等の理由により御家庭で保育できない児童をお預かりし、その費用の一部を保護者に御負担いただいております。金額設定につきましては、家計に与える影響を考慮の上、市町村ごとに定めた額によるものとなっており、世帯の所得状況などにより保育料は異なっておりますが、人件費の多くかかる低年齢児童が最も高く、年齢が上がるに従って金額が下がる設定となっております。

また、国の徴収基準を基礎としながらも、低所得者層に配慮した設定としてるところでございます。

今後とも保育内容の充実やサービスについてさらなる向上に努め、保護者の皆様が安心してお子様を預けていただけるような施設運営に取り組んでまいりますとともに、将来にわたる持続可能な本市の就学前児童に係る教育及び児童福祉行政を見据え、施設を利用する子育て世帯に対する影響を十分に考慮しながら、他市の状況や本市の財政状況を踏まえ、適正な負担を検討してまいります。

次に、少子化対策についてでございますが、少子化の解消には子育て支援施策が不可欠であり、若年世代を増加させることで高齢化率が抑制され、バランスのとれた年齢構成とすることにより歳入増が見込めるなど、現在、直面している財政問題の解決策の一つと考えております。

本市における出生数は、平成22年(2010年)は3,192人となっており、ここ数年来の最少出生数であった平成19年(2007年)の3,092人から微増はしているものの、回復基調にあると確認できる状況ではなく、全国的な傾向と同様、本市におきましても少子化が進行しております。

このような状況の中、平成22年(2010年)に吹田市次世代育成支援行動計画後期計画、こども笑顔輝きプランを策定し、待機児童対策・解消のため、保育所整備や病

児・病後児保育室の開設、子育て広場の整備などを行い、また児童会館、児童センターの毎日開館、留守家庭児童育成室の時間延長なども実施しているところでございます。

今後につきましても、吹田市次世代育成支援行動計画後期計画を実施するに当たりまして、就労環境や保育・教育環境などの整備について、関係部局と連携して総合的な少子化対策となりますよう努めてまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

### **松井静子教育監**

教育の観点についてお答えいたします。

年長児が幼稚園や保育所に通っている割合でございますが、平成23年(2011年)5月1日現在、幼稚園へ67.5%、保育所に29.9%、計97.4%でございます。また、平成22年度(2010年度)の高校進学率は、高等専門学校、支援学校高等部を含め、98.9%でございます。

幼児期の教育、保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、本市においても就学前の子供たちの健やかな育ちを保障するため、就学前児童教育・保育施策検討プロジェクトチーム会議を立ち上げ、すべての就学前の子供に対する教育・保育環境の充実策について検討しているところでございます。

国の子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめにおいて、幼保一体化施設である(仮称)総合こども園においては満3歳以上の児童受け入れを義務づけ、標準的な教育時間の学校教育をすべての子供に保障するとありますことから、本市におきましても、3歳以上のすべての子供たちに、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など生涯の人格形成の基礎が培われる良質な教育を提供することを目指し、取り組みを進めてまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

### **井上哲也市長**

後藤議員からいただきました御質問に担当部長より御答弁をさせていただきました。あわせて、私のほうからも御答弁をさせていただきます。

まず初めに、公務員制度改革につきましては、今後とも市民目線に立ち、分限基準の策定や休暇制度の見直しなどの改革に取り組んでまいり所存でございます。

次に、子育て世代への支援についてでございますが、平成23年度予算との違いにつきましても、これも先ほど担当部長より御答弁申し上げました。

私は、ビジョンには財政的な裏づけが必要であるとの考えから行政改革に最優先に取り組んでいるところであります。

また、幼児期の子供や保護者への支援は、子育て世代にはもとより、少子高齢化

の進む本市にとりまして非常に重要な課題でありますため、重点課題に位置づけをさせていただいております。

保育所や幼稚園における保護者負担につきましては、負担と公平性の観点から一定御理解を賜りたいと存じますが、将来への希望を託す子供たちのための施策にしっかりと取り組んでまいり所存でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

## 再質問

お許しをいただきまして、2回目の質問をさせていただきます。

まず、休暇、休職についてですが、平成22年度までは前市長の市政であったので、そこまでは追及しませんが、本年度からは井上市長の責任です。

先ほどと前回の答弁をあわせて考えてみても、昨年と本年度で病気休暇90日未満でとっている職員が何人かいるのは明らかでございます。それにしても休暇・休職者が多いのは市長になられる前から知っていたことだと思うのですが、なぜ職員全体の給与削減が先で、休暇・休職者に対しては何も手をつけていないのか、どう考えても順番が逆だと思います。こちらを市長に答弁を求めます。

それと、漏れがございます。この吹田市には既得権益は存在しないのかとお考えですかということについてお答えいただいておりますので、お答えください。

次に、教育は大事、所得差や少子化も問題といったことも市長も理解していただいとわかりましたが、どうも深刻さが全然伝わってきません。現実には雇用を与えず、負担もほかの世代と同等に求める、これのどこに将来への希望があるのでしょうか、どこが持続可能な社会なのでしょう、理解に苦しみます。財政健全化も大事ですが、それと同じく教育も所得格差も少子化も次世代に残るツケであります。

改めてお聞きしますが、教育を受ける子供や保護者を差しおいても財政の健全化が最優先なのでしょうか、市長、お答えください。

以上で2回目の質問を終わります。

## 川下貴弘総務部長

後藤議員の2回目の質問につきまして、担当の私のほうからまずお答えをさせていただきます。

まず、給与削減を先に市長はされたわけですが、休暇の改革のほうが先ではないかという趣旨であったかと思っておりますけれども、給与につきましてはラスパイが22年4月1日現在で1位でございました。まず、何よりもこの給与、わたりも含めまして、手当も含めまして、これからまず手をつけることが、まずこれは先決やというふうに私

も考えたところでございます。

一方、休暇につきましては、今答弁させていただきましたように、これはまさしく国、府、他市と全く同じような状況で運営をしてるところでございますので、他市との比較という面では全く変わっておりません。そういったところから、給与制度の改革から先に手がけたということでございます。

### 井上哲也市長

再度いただきました御質問にお答えを申し上げます。

まず、公務員制度改革です。平成 23 年度は給料をやらせていただきました。わたりの廃止もやりました。ラスパイレス指数も下げさせていただきました。その次に、平成 24 年度、次の施策を、今総務部長のほうから御答弁させていただきました。

一遍にあらゆることができたなら一番いいんですけども、やはり順番があると思います。23 年度でやらせていただいたことは、やはり所定の手続を踏んだ中でやらせていただきました。それが終わりましたので、次は、平成 24 年度は、今総務部長が申し上げたとおりのことでやらせていただきたいと思います。

既得権益の話です。これは、船中八策、見ていただいてありがとうございます。これはたたき台、そしてまだビジョンで、これから議論を進めさせていただく中での話になります。例えば、既得権益の話ですけども、経済政策の中でパイをふやさなければいけないということで、TPPの交渉に参加をするという今議論をさせていただいております。これが賛成であれば、農協、これは既得権益になると思います。そういう意味ではあると思いますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

次に、将来の子供のための話ですが、これもずっと御答弁をさせていただいておりますが、赤字体質を改善して、柔軟な財政運営のもと持続可能で市民満足度の高い市政運営をさせていただく、そのために今財政の、選択と集中による今財政の改革をさせていただいております。これも将来への希望を託す子供のための施策にしっかりと取り組むための、今施策をさせていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

### 再々質問

お許しをいただきまして、3回目の質問をさせていただきます。

まず、ちょっと先ほどの2回目の質問の少し訂正をしたいんですけども、退職者が必ず2年連続してるというのは明らかというより、人数の昨年度実績での推察でございますので、そちらをちょっと修正させていただきます。

それと、子育て世代のことについてのみ、ちょっと最後に市長にお伺いしたいのですが、市長の施政方針に書かれている次世代というのはまさに私の年代じゃないんですか。なぜ私の言うことに肩透かしを食わせるのか、意味がわかりません。私の言っ

てることは、今すぐにしないといけないことです。

1年1年、子供は大きくなります。また、仕事がなく、結婚する期を逃す人もいるかもしれせん。私の言うことが理解できないのか、私のことが嫌いなのかわかりませんが、市政に全然反映されていないと感じます。次世代である私の言うことに一切耳を傾けないということに矛盾を感じませんか。市長、お答えください。

### **井上哲也市長**

再度御質問をいただきましたので、御答弁申し上げます。

まずは、現在の子供さんに対する施策がなされていないという評価でありますけども、平成24年度の予算の中にも子供に対する予算をしっかりと組ませていただいたのは承知いただいております。

ただ、そういう中にありましても、やはり赤字体質を脱却しなければいけない。それは何かと言いますと、将来への希望を託す子供たちのための施策をするための今改革をさせていただいております。今も決して取り組んでいないということではないということを御理解をいただきたいと思っております。